

# 自然公園における風力発電事業の許認可について

高知県林業振興・環境部環境共生課

- 1 自然公園について
- 2 普通地域について
- 3 特別地域について

## 高知県の自然公園

国立公園 1ヶ所 (足摺宇和海国定公園)

国定公園 3ヶ所 (室戸阿南海岸国定公園、剣山国定公園、石鎚国定公園)

県立自然公園 18ヶ所 (全国1位の県立公園数)

高知県は、昭和31年から昭和49年かけて県内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、県民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与することを目的として18箇所の県立自然公園を指定しました。

地 種 区 分	解 説
特別保護地区	公園の中で特にすぐれた自然景観、原始状態を保持している地区で、最も厳しく行為が規制
第1種特別地域	特別保護地区に準ずる景観をもち、特別地域のうちで風致を維持する必要性が最も高い地域であって、現在の景観を極力保護することが必要な地域
第2種特別地域	農林漁業活動について、つとめて調整を図ることが必要な地域
第3種特別地域	特別地域の中では風致を維持する必要性が比較的低い地域であって、通常の農林漁業活動については規制のかからない地域
普通地域	特別地域に含まれない地域で、風景の保護を図る地域 特別地域と公園区域外との緩衝地域(バッファゾーン)

※高知県立自然公園には特別保護地区は指定されていません。

### 自然公園内での風力発電事業で想定される行為

- 1 工作物の新築 (工作物、建築物)
- 2 土地の形状変更(取付道、敷地整備)
- 3 木竹の伐採

県立自然公園普通地域において届出を要する基準

工作物の新築等

区域	項目	基準
① 海面以外の区域	ア 建築物	高さ13m又は延べ面積1,000㎡
	イ 送水管	長さ70m
	ウ 鉄塔	高さ30m
	エ 船舶の係留施設	長さ50m
	オ ダム	高さ20m
	カ 鋼索鉄道	延長70m
	キ 索道	傾斜巨長600m、起点と終点の高低差200m
	ク 別荘地の用に供する道路	幅員2m
	ケ 遊戯施設(建築物を除く)	高さ13又は水平投影面積1,000㎡
② 海面の区域	ア 船舶係留施設・港湾漁港の外郭施設	長さ50m
	イ ア以外の工作物	高さ5m又は水平投影面積100㎡
③ 海中公園地区の周辺1kmの当該海中公園地区に隣接する海面の区域	ア 導管又は電線	長さ70m
	イ 船舶係留施設・港湾漁港の外郭施設	長さ50m
	ウ ア、イ以外の工作物	高さ5m又は水平投影面積100㎡

土地の形状変更

面積200㎡、若しくは切土又は盛土に生ずる法の高さが5mをこえるもの

木竹の伐採

許可又は届出を要しない

県立自然公園特別地域において規制される主な行為(抜粋)

区 分		保護の方法	審査又は届出の基準等		
			工作物の新築、改築、増築	木 竹 の 伐 採	土 地 の 形 状 変 更
特 別 地 域	第1種	知事の許可が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可しない ただし、従前の規模を超えない工作物の改築及び建替えのための新築、学術研究その他公益上必要と認められかつ当該地域以外ではその目的を達せられない工作物を除く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単木伐採法であること</li> <li>森林の最小区分ごとに算定した択伐率が現在蓄積の10%以内であること</li> <li>木竹の樹齢が標準伐採期齢に見合う年齢に10年を加えたもの以上であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可しない ただし、学術研究その他公益上必要と認められかつ当該地域以外ではその目的を達せられないものにあつてはこの限りではない</li> </ul>
	第2種		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設規模、施設位置等については別に定める基準に適合すること</li> <li>主要な展望地から展望する場合に著しい妨げとならないこと</li> <li>山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を与えないこと</li> <li>屋根及び壁面の色彩並びに形態が周囲の自然との調和を著しく乱さないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【択伐法】</li> <li>森林の最小区分ごとに算定した択伐率が用材林にあつては現在蓄積の30%以下、薪炭林にあつては60%以下であること</li> <li>木竹の樹齢が標準伐採期齢に見合う年齢以上であること</li> <li>【皆伐法】</li> <li>木竹の樹齢が標準伐採期齢に見合う年齢以上であること</li> <li>一伐区の面積が2ha以内であること</li> <li>5年を経過していない皆伐法によつた伐区に隣接していないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>植生の復元が困難な地域等内で行われるものでないこと</li> <li>集団的に建築物を建築する敷地造成その他土地を階段状に造成するために行われるものではないこと</li> <li>ゴルフ場の造成として行われるものでないこと</li> <li>廃棄物の埋立によるものでないこと</li> <li>当該地域以外ではその目的を達成することができないと認められるものであること</li> <li>と地の範囲が必要最小限であること</li> <li>土砂の流出のおそれがないこと</li> </ul>
	第3種			特に要件は定めない	

風力発電施設の立地を除外すべき地域を規定した許可基準等

許可基準	細部解釈
次に掲げる地域において行われるものでないこと。	
第1種特別地域	その地域の自然的価値が、第1種特別地域と同じ程度に高い地域であって、その地域が狭小であり、又はその自然の実態からみて、線引きにより第1種特別地域に指定することが技術的に困難であるものについて、とくに貴重な自然を有する特定地域の保護のため、特別な配慮を行うものとする趣旨である。このような取扱いをしよう場合は、地種区分制度が設けられている趣旨にかんがみ、明確かつ合理的な場合に限られるべきであり、当該具体的地域における自然的価値の高さについて明確な認識が可能であることが必要である。具体的には、文化財保護法の規定に基づく史跡名勝天然記念物の指定又は仮指定がされている地域、学術調査の結果により当該地域の自然的価値が明らかにされている地域その他何らかの行政処置又は定着した地域的慣行が行われている地域が該当する。
第2種特別地域又は第3種特別地域のうち、 <u>植生の復元が困難な地域等</u> であるもの	
文化財保護法に基づく史跡名勝天然記念物の指定又は仮指定をうけた地域	
学術調査の結果等により、第1種特別地域に準ずる取扱いが現に行われ、又は行われることが必要と認められるもの	
(1)高山帯、亜高山帯、風衝地、湿原等植生の復元が困難な地域	
(2)野生動植物の生息地又は生育地として重要な地域	
(3)地形若しくは地質が特異である地域又は特異な自然の現象が生じている地域	
(4)優れた天然林又は学術的価値を有する人工林の地域	

## 風力発電施設の景観影響審査の基本的な流れ

- ◇ 風力発電施設のような大規模工作物を自然景観に影響を及ぼさないように設置するためには、事業計画の早い段階から眺望の保全に慎重に配慮していくことが必要である。
- ◇ このため、事業計画検討の各段階(事業の選定→概略事業計画の立案→詳細事業計画の立案)で必要な確認・修正(複数案比較)を行いつつ段階的に事業計画の熟度を高めていくことが重要である。
- ◇ また、事業者は事業計画等を立案する各段階で、その検討プロセス、眺望への支障の予測結果をわかりやすい資料としてとりまとめて有職者、地域住民、関係行政機関等に提示し、これら関係主体の意見をふまえて眺望への支障の程度等を評価することが重要である。

### 第1段階 事業地の選定

風力発電施設による自然景観への影響を小さくするためには、まず眺望の対象となる優れた自然の風景地が風力発電施設によって直接的に改変されることを防ぐ必要がある。

このため、事業地を選定する段階で、風力発電施設の立地地点が、優れた自然の風景地を確実に回避することが必要である。

### 第2段階 概略事業計画の立案

優れた自然の風景地そのものの改変を避けることができたとしても、展望地からの眺望に対する支障を小さくすることが必要である。

このため、事業地の選定を経て概略事業計画(風車の規模、基数、配置等)を検討する段階で公園内の主要な展望地の分布状況と眺望特性を把握し、風力発電施設の設置による主要な展望地からの眺望への支障の程度を、展望地ごとに確認する。

その結果、支障が大きいと判断された場合は、概略事業計画を修正するか、事業自体を中止することが必要となる。

一方、重大な支障は生じないが、支障が生じる可能性があるとして判断された場合は、当該展望地を「保全対象展望地」として抽出し、次の段階でより詳細な確認を行う。

### 第3段階 詳細事業計画の立案

第2段階で保全対象展望地の眺望特性を把握した後は、その特性に応じて、眺望保全のための処置を検討するとともに、講じることとした処置の効果が確実に得られているか、客観的に評価することが必要である。

このため、詳細事業計画を立案する段階で、既往の学術知見、事例等に基づいた眺望保全のための処置を保全対象展望地ごとにフォトモンタージュを作成すること等により検討し、処置を講じた上で生じる眺望変化の程度を予測し、処置の妥当性(処置を講じることで眺望への支障が小さなものとなっているか)を確認(評価)する。

## 高知県立自然公園条例（抜粋）

### （普通地域）

第22条 自然公園の区域のうち特別地域に含まれない区域(以下「普通地域」という。)内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を知事に届け出なければならない。

- (1) その規模が規則で定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における当該改築又は増築を含む。
- (2) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること。
- (3) 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置すること。
- (4) 水面を埋め立て、又は干拓すること。
- (5) 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること(海域内においてする場合を除く。)
- (6) その規模が規則で定める基準を超える土地の形状を変更すること。

2 知事は、自然公園の風景を保護するために必要があると認めるときは、普通地域内において前項各号に掲げる行為をしようとする者又はした者に対して、その風景を保護するために必要な限度において、当該行為を禁止し、若しくは制限し、又は必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

3 前項の規定による処分は、第1項の規定による届出をした者に対しては、その届出があった日から起算して30日以内に限り、これを行うことができる。

4 知事は、第1項の規定による届出があった場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に第2項の規定による処分を行うことができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、前項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第1項の届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。

5 第1項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して30日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。

6 知事は、自然公園の風景の保護に支障を及ぼすおそれがないと認めるときは、前項の期間を短縮することができる。

### （中止命令等）

第23条 知事は、自然公園の保護のために必要があると認めるときは、第20条第4項の規定、第21条の規定により許可に付された条件又は前条第2項の規定による処分に違反した者に対して、その保護のために必要な限度において、その行為の中止を命じ、又はこれらの者若しくはこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

2 前項の規定により原状回復又はこれに代わるべき必要な措置(以下この条において「原状回復等」という。)を命じようとする場合において、過失がなくて当該原状回復等を命ずべき者を確知することができないときは、知事は、その者の負担において、当該原状回復等を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該原状回復等を行うべき旨及びその期限までに当該原状回復等を行わないときは、知事又はその命じた者若しくは委任した者が当該原状回復等を行う旨をあらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により原状回復等を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。